

不動産公売（期間入札）の概要

公売公告

公売する財産及び見積価格を公告します。



入札期間

公売参加申込メールの送信

「宇美町不動産公売の手引き」に記載されたメールアドレス宛に公売参加申込メールを送信してください。

※入札書等の必要様式は、宇美町ホームページからダウンロードできます。

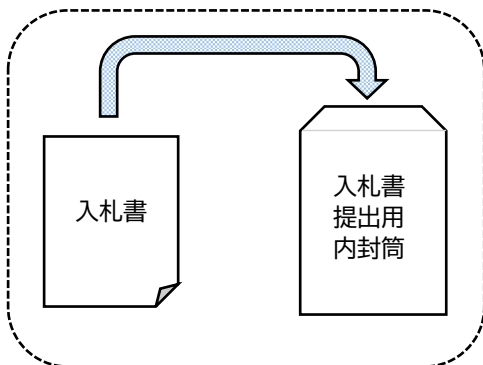
公売保証金振込口座の案内メールを受信

宇美町から公売保証金の振込口座を電子メールにてご案内します。

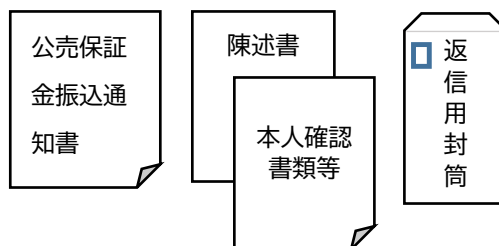
公売保証金の納付（振込）

宇美町から案内された指定口座へ公売保証金納付期間内に公売保証金を振り込んでください。※来庁納付はできません。

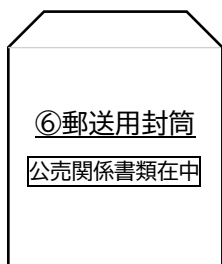
入札書等の提出（郵送）



【必ず提出いただく書類】



【必要に応じて提出いただく書類】



※入札期間内（最終日17時まで）に、宇美町役場企画財政課収納対策室宛に必着で提出してください。



開札

開札

- ・宇美町が開札します。開札に立ち会う必要はありません。
- ・最高価申込者及び次順位買受申込者の方には、宇美町から電話またはメールにより連絡します。
- ・国税徴収法第106条に基づき、最高価申込者及び次順位買受申込者等が暴力団員等に該当するか否かの調査を行います。
- ・不落札の方には、公売保証金を返還します。
※返還方法は口座振込に限ります。返還には約4週間かかる場合があります。



3週間

売却決定 買受代金 納付期限

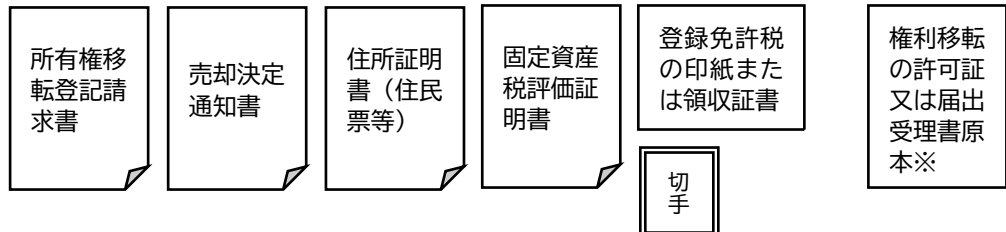
買受代金の納付（振込）

- ・売却決定後、買受代金納付期限までに宇美町が指定した口座に買受代金を振り込みます（買受代金＝落札額－公売保証金額）。※来庁納付はできません。
- ・宇美町への買受代金の入金確認後、売却決定通知書を送付します。



権利移転

権利移転手続（郵送・持参）



※権利移転の許可証又は届出受理書原本は、公売財産が農地等を含む場合のみ必要です。

- ・買受代金納付後に上記の書類を持参または郵送により提出してください。
- ・上記書類の提出を確認した後、宇美町が所有権移転登記の手続を行います。
- ・公売財産の権利移転に伴う費用（権利移転登記の登録免許税、固定資産税評価証明書の発行手数料、必要書類の受渡に要する郵送料等）は、買受人の負担になります。